

# 日本福祉大学 陸上競技部 部則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当部は日本福祉大学陸上競技部（以下、当部と称す）

(位置)

第2条 当部を日本福祉大学内(〒470-3233 愛知県知多郡美浜町奥田会下前 35)におく。

(部員)

第3条 当部員は日本福祉大学の学生・大学院生に限る。

(理念・目的)

第4条

当部においての活動を通し、自ら主体となり他者に貢献すべく行動することを基本理念とする。

その活動を通し社会に貢献にできる人材を育成する。

また、社会貢献活動において、児童に対するスポーツ教室など様々な活動を通じ、地域活性化及び学習者に対する人間としての基本的な立ち居振る舞いの還元及び、本学のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(設立年月日)

第5条 当部の設立年月日は平成28年4月1日とする。

## 第2章 役員

(役員)

第6条 当部には以下の役員を置く。

- 1 部長
- 2 監督
- 3 コーチ
- 4 主将
- 5 副将
- 6 主務
- 7 副務
- 8 学連・渉外
- 9 会計
- 10 ブロック長

(役員を選出)

第7条 1から3は本学の理事長に委嘱を受ける、主将は前主将と部長・監督が決めて推薦する。

5から10は当部の部員より選出し幹部会で決定する。

(役員の仕事)

第8条 役員は次の仕事を果たす。

- 1 部長は当部を統括し本学を代表する。
- 2 監督は当部全体の総括ならびに指導を行う。
- 3 コーチは競技の技術指導を行う。
- 4 主将は部員を総括し当部を代表する。
- 5 副将は主将を補佐し場合によりその職務を代行する。
- 6 主務は主に主務会など学内団体の業務にかかわる一般事務を行う。
- 7 副務は主務の補佐へまわり当部の運営を円滑に回せるよう努める。
- 8 学連・渉外は主に学連に関わる事務及び審判・ボランティア等の依頼窓口となり日本福祉大学として責任を持ち務める。
- 9 会計は当部における会計事務を行う。
- 10 ブロック長は各ブロックを総括しブロックを代表する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は4年次の秋季インカレまでとする。

### 第3章 機関

第10条 (機関) 当部には次の機関を置く。

1. 幹部会
2. 全体ミーティング
3. 学年ミーティング

第11条 (構成) 全体ミーティングは当部の最高決議機関で、部員全員で構成される。

第12条 (定期) 以下の通り定期的に行う。

1. 幹部会は原則毎週行う。この幹部会には上記の第6条に定める役員によって構成される。
2. 全体ミーティングは必要に応じて行う。
3. 学年ミーティングは必要に応じて各学年で行う。

### 第4章 入退部及び休部

第13条 (入部資格) 当部に入部できるものは当部の理念及び目的を理解し本則に同意できるものとする。

第14条 (入部許可) 当部に入部を希望するものは本則に同意することを前提に所定の書類を提出し監督、幹部の承認を受け入部が許可される。

第15条 (退部許可) 部員が退部する場合は所定の書類にその理由を明らかにし、本人において届出を行い、監督の承認を受けなければならない。また部員全員へ挨拶をすることを条件とし、退部を認める。

第16条 (休部許可) 原則として休部は認めない。ただし病気・休学等やむを得ない事情により、監督及び幹部が承認した場合に限る。また、退部許可と同様に部員全員への挨拶は必須とする。

### 第5章 試合

第17条 (試合) 当部は以下の試合に参加する。

1. 東海学生陸上競技春季大会

2. 東海学生陸上競技対校選手権大会
3. 東海学生陸上競技夏季大会
4. 東海学生陸上競技秋季選手権大会
5. その他ブロックごとに決めた試合及び記録会

第 18 条（ユニホームの着用）正選手として試合に参加するものは本学公式のユニホームを着用し  
自覚と誇りを持ち大会に挑むものとする。

第 19 条（試合での服装）試合では公式ジャージ及び公式ウィンドブレーカーを着用するとし、ま  
た規定された色の公式TEEシャツまたは公式ポロシャツを着用する。

第 20 条（応援）原則試合に出ない部員も含め全員が参加し、部の総力をあげて選手を応援する。

第 21 条（試合）原則陸協登録として原則愛知陸上競技協会とする。

## 第6章 練習

第 22 条（ブロック練習）ブロック練習には部員全員が必ず参加する。

第 23 条（練習場所）通常は陸上フィールド及びその周辺、また近隣の競技場を使用する。

第 24 条（練習における協力）練習において各個人・各ブロックが協力しお互いが快適に練習でき  
る雰囲気を作ることを心がける。

第 25 条（練習日程）各ブロック毎に決定し、主将に提出し、監督の承認を得る。

## 第7章 行事

第 27 条（年間行事）当部は次の行事を行う。

1. 新入生歓迎会
2. 大学祭
3. 卒業生送別会
4. その他必要な行事

第 28 条（参加基準）原則として行事には部員全員が参加する。

## 第8章 賞罰

第 29 条（懲罰・警告）部員が次の行為を行った部場合、部長・監督にて審議し退部、停部など  
適当な懲罰または警告を行なう。

1. 本学ならびに当部の名誉毀損
2. 無断欠席
3. 本則に反する行為
4. 本学生として明らかな怠業（留年等）
5. 大学の規程等に反した行為が認められた場合
6. その他コンプライアンスに反した行為

第 30 条 第 29 条に抵触して退部した場合は、再び部へ戻ることはできない。

## 第9章 部員心得及び練習に関する規定

第 31 条 部員は以下の規定を意識し部活動に励む。

1. 競技力の向上を目指し、常に高い目標をかかげ積極的に努力すること。
2. 相互の団結を意識し人間関係を深め、協力し合うこと。  
日々の生活から挨拶を交わすことを心がけること。
3. スポーツをするものとして他者の人格を尊重する気持ちを忘れないこと。

4. 正装は当部として恥ずかしくないよう自覚と誇りを持ち正しく着用すること。
5. 各ブロック練習への参加は義務とする。
6. 遅刻欠席をする場合は原則として練習開始の30分前までに具体的な内容を各ブロックまたは主将に必ず連絡する。アルバイト・自動車学校を理由とした欠席は禁止とする。
7. いかなる理由があっても無断欠席はあってはならない。
8. 練習において快適に練習ができるよう全ての部員が積極的に行動し準備すること。
10. 学業を第一とする。

## 第10章 入部費用及び部費

第32条 年間12,000円（内訳1ヶ月1,000円×12ヶ月）とする。

環境整備または備品購入・大会援助として使用する。

〈徴収金額〉

- ・保険代 5,500円程度
- ・入部金 2,000円
- ・ユニホーム代 6,000～10,000円（男女種目により異なる）
- ・公式ジャージ 上下 14,000円
- ・ウィンドブレーカー 上下 17,600円
- ・大会費用
- ・その他交通費

## 補足

〈練習日程について〉

長期休暇中の練習日程及び開始時間については、通常の練習とは異なり幹部会で審議したうえで決定する。

〈年間スケジュール〉

- 4月 名古屋支部予選  
東海学生陸上競技春季大会
- 5月 GW合宿（通い合宿）  
東海学生陸上競技対校選手権大会  
新入生歓迎会（第4土曜日）
- 6月 名古屋支部予選  
日本パラ陸上競技選手権大会（開催時期変動あり）  
西日本学生陸上競技対校選手権大会
- 7月 関東パラ陸上  
愛知県選手権
- 8月 東海学生陸上競技夏季大会  
東海陸上競技選手権  
夏季強化合宿
- 9月 ジャパンパラ陸上競技選手権大会（開催時期変動あり）  
日本学生陸上競技対校選手権大会

- 10月 名古屋支部予選  
東海学生陸上競技秋季選手権大会
- 11月 大学祭
- 12月 東海学生(女子)駅伝対校選手権大会  
課外活動奨励賞・学生を励ます集い  
納会(第2週目土曜日)
- 3月 選抜沖縄合宿  
学位授与式

改定日：令和4年5月22日